

後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)のお知らせ

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から国民年金保険料の納めることができます。期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まりました。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができます。（注）ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！



0570-011-050

050または070から始まる電話でおかけになる場合は **03-6731-2015**

＜受付時間＞月～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長 第2土曜日 午前9：30～午後4：00（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ナビダイヤルは、一般の固定電話を利用の場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「O」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

児童扶養手当を受給している方へ 現況届のお知らせ 特別児童扶養手当を受給している方へ 所得状況届のお知らせ

「現況届」は児童扶養手当を受給している方が、8月1日～8月31日までの間に、「所得状況届」は特別児童扶養手当を受給している方が、8月11日～9月10日までの間に、提出していただく届出です。

受給者の方には、通知をいたしますので期日までに提出いただきますようお願いいたします。

高山村役場 住民課

なごみの休館及びふれあい福祉バスの運休について

8月11日（日）から8月18日（日）までの間、「なごみ」及び、「ふれあい福祉バス」を都合によりお休みさせていただきます。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願ひいたします。

気象庁前橋地方気象台よりお知らせします 平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始します

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超えるより甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害の危険性が高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、「東日本大震災における大津波」、「平成23年台風第12号の豪雨」等が該当します。地震については、震度6弱以上の緊急地震速報を特別警報に位置づける予定です。

火山噴火については、現行の噴火警戒レベル1～5のうち上位の4及び5に相当する噴火警報を、また、噴火警戒レベルを運用していない火山については噴火警報（居住地域）を特別警報として、従来の名称のまま発表する予定です。

特別警報が発表されたら、身を守るために最善を尽くしてください。お住まいの地域は経験したことのないような非常に危険な状況にあります。避難指示・勧告等や屋外の状況に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

また、大雨等の被害を防ぐには、時間を追って発表される気象情報等や市町村等の防災情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

※特別警報の詳細については、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keihō/index.html>

問い合わせ先

気象庁前橋地方気象台防災業務課 ☎027-231-1404



QRコード

自衛官等募集案内

種 目	資 格	受付期間	試 験 日	試験会場
一般曹候補生	18歳以上27歳未満	8月1日～9月6日	1次9月16日、17日 2次10月5日、6日 いずれか1日を指定されます	太田市・前橋市 榛東村・高崎市 沼田市等
航空学生	高卒（見込含）21歳未満	8月1日～9月6日	1次9月21日 2次10月12～17日 3次11月9日～12月12日	1次 勢多会館（前橋市）
自衛官候補生（女子）	18歳以上27歳未満	8月1日～9月6日	9月22日	相馬原駐屯地
自衛官候補生（男子）	18歳以上27歳未満	8月1日～9月6日	9月7日～10月13日 の間の指定された日	相馬原駐屯地または 新町駐屯地

詳しくは、下記にお問い合わせ下さい。またこの他にも試験はあります。興味のある方はご連絡ください。

<http://www.mod.go.jp/pco/gunma/>

※試験の実施につきましては状況により変更及び中止になる場合もあります。必ず問い合わせてください。



農業青年の互助支援 イベントの参加者募集

吾妻郡内農業青年との出会い支援イベント「吾妻赤い糸プロジェクトin北軽井沢」の参加者を募集します。

▽日時 9月28日(土)午前10時～午後4時

▽内容 リンゴ・ブルーン・野菜の収穫、牛乳豆腐づくり、BBQ、手摘みハーブでティータイム

▽場所 石田観光農園(吾妻郡長野原町北軽井沢1353-318)

▽対象 男女ともに20歳以上45歳以下の独身者。男性は吾妻郡内在住農業青年に限ります。

▽定員 男女とも20人(先着順)
▽費用 男性3,000円
女性1,000円

▽申込期限 9月6日(金)

▽申込み方法 電話又はファックス、Eメールにてお問い合わせ下さい。お問い合わせを頂いた方へ申込書を送付いたします。

▽申込み及び問い合わせ先

吾妻農業事務所普及指導課
あがつま出会いプロジェクト担当

☎ 0279-175-2364
ファックス0279-175-0685
e-mail:aganou-fukyuu@pref.gunma.lg.jp

夏の県民交通安全運動が 実施されました

運動期間／毎1日(木)～毎2日(土)

県内各地で夏の県民交通安全運動が実施されました。吾妻警察署管内3町村でも「交通安全運動呼びかけ自動車広報」・管内事業所の女性職員の方々を対象にした『自動車日常点検講習会』・すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底呼びかけキャンペーン』が行われました。



納税等

★印が8月に納めていたく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	保険税	国民健康保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料	使用料	上・下水道
4月			●						
5月		●						●	
6月	●								
7月		●		●	●	●	●		●
8月	★			★	★	★			
9月				●	●	●	●		●
10月	●	●		●	●	●	●		
11月				●	●	●	●		●
12月				●	●	●	●		
1月	●	●		●	●	●	●		●
2月				●	●	●	●		
3月				●	●	●	●		●



税金は 社会を支える あなたの会費